

東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例施行規則

(平成 23 年福島県後期高齢者医療広域連合規則第 3 号)

最終改正：令和 3 年福島県後期高齢者医療広域連合規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例（平成 23 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 4 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(減免申請書等)

第 2 条 条例第 3 条に規定する申請書は、後期高齢者医療保険料減免申請書「東日本大震災用」（様式第 1 号）による。

2 条例第 2 条の規定により減免を受けようとする者は、前項に規定する申請書に必要事項を記載し、り災証明書、被災証明書等の必要とされる書類を添えて申請しなければならない。

3 条例第 3 条ただし書の規定による期限は、減免を受けようとする保険料の賦課年度の末日を限度とする。

(減免額)

第 3 条 算定した減免額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

(減免決定通知書等)

第 4 条 条例第 4 条の規定による通知は、後期高齢者医療保険料減免決定通知書（様式第 2 号）又は後期高齢者医療保険料減免却下通知書（様式第 3 号）によるものとする。

(減免事由の消滅申告書)

第 5 条 条例第 5 条の規定による申告は、後期高齢者医療保険料減免事由消滅申告書（様式第 4 号）によるものとする。

(減免取消通知書)

第 6 条 福島県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、条例第 6 条の規定により保険料の減免の決定の取り消しをした場合は、後期高齢者医療保険料減免取消通知書（様式第 5 号）により当該保険料の減免を受けていた者に通知するものとする。

(職権による決定)

第 7 条 広域連合長は、被保険者が条例第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかであると認める場合は、被保険者等に保険料の減免を受けようとする意思を確認することにより申請があったものとみなし、保険料の減免の決定を行なうことができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年福島県後期高齢者医療広域連合規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年福島県後期高齢者医療広域連合規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年福島県後期高齢者医療広域連合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年福島県後期高齢者医療広域連合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年福島県後期高齢者医療広域連合規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号―第5号 【略】